

新潟市告示第 2 6 2 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、秋葉区内の露店市場の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 新津市場組合 組合長 長井 信弘
所在地 新潟市秋葉区程島 2 0 0 8 番 6
- 2 徴収事務を行わせる歳入
令和 7 年度秋葉区常置露店「新津市場」の出店料等
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで